- 1 改修内容
- (1) 申請書に入力された物件情報について確認が行われる

不動産の登記申請の場合,申請書に入力された物件情報が存在するか,形式的な入力誤りがないかなど について,申請書の作成完了時又は送信時に確認が行われるよう改修を行います。本確認により,登記所に おける申請書受付時の物件情報の誤りによる補正等を防止することができるようになります。

なお、当該確認を行うには、登記・供託オンライン申請システムにログインしている必要があります。 当該確認の流れを以下に示します。

< 申請書の作成完了時 >

「申請書作成・編集」画面で申請書に必要な情報を入力後、「完了」ボタンをクリックします。この際、登記・供託オンライン申請システムにログインしていない場合には、「物件情報確認」画面が表示されますので、本確認を行う場合には「ログイン」ボタンを選択し、ログインを行います。本確認を行わない場合には、「キャンセル」ボタンを選択し、申請書を保存します。

本確認が行われた結果,入力された物件情報に誤りが存在しない場合には,「保存の確認」画面が表示されますので,そのまま申請書の保存を行ってください。入力された物件情報に誤りが存在する場合には,以下の「物件情報確認エラー」ダイアログが表示されますので,物件情報を修正する場合は「はい」ボタンをクリックしてください。

・             ・					
ファイル(E) 編集(E) アクション(A) ヘルプ(H)					
🗄 🔘 プレビュー表示 🦉 漢字検索 🗹 チェック 🔚 一時保存 💽 再読込 〇 完了	🗙 閉じる				
申請書の情報	納付情報(※電子納付を行う際に必要となります)				
様式名 登記申請書(表示に関する登記)(1)地目変更	氏名または法人団体名 (全角力ナ24文字以内)				
件名 (必須) 登記申請書(表示に関する登記)(1)地目変更	シンセイタロウ				
※件名は法務省には通知されません。利用者で管理しやすいよう自由に設定してください。					
不動産の表示 ※ 不動産の指定方法をはじめに選択してください。	*				
○オンライン物件検索 インターネットから、 (推奨) ことができます(平日)	物件を検索し,物件情報(所在及び地番/家屋番号)をこの申請書に取り込む 日8:30~21:00(システム保守時間帯を除く。))。				
不動産の指定方法 <ul> <li>      ・ 物件情報直接入力     物件情報     記録     初生     市場     和会     日本     日本</li></ul>	<u>ま記(所存及び地乗/家屋乗号)を直接入力して指定することができます。</u> ■ 「示に外字を含む場合には,「オンライン				
No.1         ●所在 ○不動産番         物件情報の入力に 登記で使用する。 可能性があります。 入力内容の修正	内容に誤りがある,又は外字若しくは ことができない文字が入力されている す。 を行いますか? 申請情報 物件削除 物件削除 地目:畑 地目:畑 ・ 地長:500 ・				
No.2         指定方法         所在           前物件複写         不動産番         不動産番号           申請情報入力         (半角入力:131)た	はい(Y)     いいえ(N)     地目:畑     物件削除       地目:畑     地目:畑     ・地目:北田     ・地目:北田       1234567890123     ・地積:500     ・				
追加する物件の種別 土地 ✓ 表示物件追加 物件情報入力欄 押してください。	を追加する場合は,追加する物件の種別を選択の上,「表示物件追加」ボタンを 。				
合体に伴う権利の表示入力	E				
委任状の作成 委任状が必要な場合は、このボタンを押して委任状を作成してください。					
物件情報複写機能 入力したすべての物件情報を他の申請	(請求)書との間でコピーすることができます。				

② エラーのある入力項目とエラー内容が表示され、エラーのある項目が黄色くになります。エラー内容を確認し、修正後、再度「完了」ボタンをクリックしてください。

	ソフト	
ファイル( <u>E</u> ) 編集( <u>E</u> ) アクシ	>=ン(A) ヘルプ(H)	
🗄 💭 プレビュー表示 瀷 漢字検索	🗹 チェック 📓 一時保存 💽 再読込 🖸 完了 🔀 閉じる	
申請書の情報		納付情報(※電子納付を行う際に必要となります)
	Rに関する登記)(1)地目変更	氏名または法人団体名 (全角力ナ24文字以内)
件名 (必須) 登記申請書(表示	に関する登記)(1)地目変更	シンセイタロウ
※件名は法務省には通知されませ	ん。利用者で管理しやすいよう自由に設定してください。	
「「」 エラー		
1.No.1 所在 存在しない	所在です。	
2.No.1 地番/家屋番号 2 No.2 不動産釆号 地宁	地番の形式に誤りがあります。	E
3.110.2 个勤准备方 18座		
手続室内 ボタンを押	また 毛結の窓内を表示します クリア ボ	タンを押すと 入力内容がすべてクリアされます
10000011 1100 EII		
	登記申請書	
登記(0)目的 (全角入力)     地目変更	Ē	*
		*
		項目挿入
添付情報		項目削除
(全角入力)		
		*
※ 特例1 くたさし	方式により添付書面を提出するときは,各添付情報につき添付書面を提出3 い <u>。</u>	する方法によるか否かの別も入力して
(例)3 なお,	登記県因証明隋報(特例) 、特例方式で申請時に添付書面の提出方法が決まっている場合には,そのB	区分により持参又は送付と入力してく
/こうい。 (別) X	教記度周証明情報(接条) マけ (洋付)	<b>•</b>

- < 申請書の送信時 >
- 「送信前申請一覧(連兼・同順位設定)」画面で送信する申請書を選択し、「送信」ボタンをクリックすると、「送信確認」画面が表示されますので「OK」ボタンをクリックします。

E	▋送信前申請-	─覧(連件・同	順位設定) - 申請用総	合ソフト			
	送信対象を選択して伏だい。 「送信」たわしいカオネト送信が多り「ア避中」た中国ボーカナ送信」ます						
	<ul> <li>・連件・同順位</li> </ul>	申請を行う場合	には、順番欄に連件・同川	ションションステ。 自分の順番を半角	   数字(1~50)で入力して、連件・同	) 順位のまとまりごとに送信して	てください。
	<ul> <li>・連件・同順位</li> <li>・商業・法人のF</li> </ul>	申請を行わない 司時申請(本店	、場合は,順番欄を空欄( 「移転等)は,順番欄に1	こしてください。この 2・・・等の順番を	D場合は,単独の申請として複数の甲 半角数字で入力してください。	目詰を同時に送信することが	できます。
	1回の送信での	最大申請件数	は50件です。50件を超え	る連件申請を行	うことはできません。		
	(注) 複数の申言	清テータを一 沽 すべて解除	申請する場合や大きいサ	1入(0)添付ファ1.	ルを設定する場合は、透信に時間か	かかることかあります。	
	送信対象	順番			样式么	最終面新口時	状能
		WB.III.			1来よい1日 「秋日」中日ナキノ体毛山(日日ナス 深日)」	2016 (02 (01 16:00	17.22
	V		A様」所有権の标任		夏記中讀書(唯利に関9の夏記)	2010/07/21 10:08	
			日様」所有権の移転		登記申請書(権利に関する登記)	2016/07/21 16:08	
			して様」抵当権の設定		登記申請書(権利に関する登記)	2016/07/21 16:08	
			D種_根払当権の設定		登記申請書(権利に関する登記)	2016/07/21 16:08	
	<b>v</b>		E様_地上権の設定		登記申請書(権利に関する登記)	2016/07/21 16:08	
ĺ							
				送信確認	<b>—</b>		
					諸情報を送信します。		
					ろしいですか?		
ĺ							
				ſ			
					OK キャンセル		
						į.	ぎ信 閉じる
							.:

② 本確認が行われた結果、入力された物件情報に誤りが存在しない場合には、申請書が送信されます。 入力された物件情報に誤りが存在する場合には、以下の「物件情報確認エラー」ダイアログが表示され ます。エラーとなった申請書を含む全ての申請書を送信する場合は「全て送信」ボタン、エラーとなった申 請書以外を送信する場合は「上記申請以外を送信」ボタン、エラーとなった申請書を含む全ての申請書 の送信を中止する場合には「中止」ボタンをクリックします。

エラーとなった申請書については,再度「申請書作成・編集」画面を開き,「完了」ボタンをクリックする ことによりエラー内容を確認してください(上記①参照。)。

	送信前申請一	-覧(連件・同)	順位設定) - 티	申請用総合)	ソフト				
:	送信対象を選択してください。 「送信」を加しいすると送信対象として選択した由語データを送信します。								
	・連供・回順位	目睛を行う場合	は、順番欄に対	鮮い同順位	の順番を半角	数字(1~50)で入力して,連件・同	創願位のまとま	) <i>ごと</i> に送信し!	
	・通任・同順位・ ・商業・法人の同	申請を行わない。 同時申請(本店)	場合は,順番4 移転等)は,順	願を空傾にし 賃番欄(こ1,2・	い等の順番を	「場合は,単独の単語として複数の『 半角数字で入力してください。	申請を1回11号にス	*189 ることが	Céta.
	1回の送信での <mark>5</mark> (注) 複数の申請	最大申請件数は 青データを一括甲	<mark>\$50件です。</mark> 50 申請する場合や	<mark>件を超える</mark> 減 <sup> </sup> 大きいサイス	■件申請を行う くの添付ファイノ	<mark>にとはできません。</mark> Vを設定する場合は,送信に時間が	かかることがあ	ります。	
	すべて選択	すべて解除	]						
[	送信対象	順番	件名			様式名	最終更	新日時	状態
	<b>V</b>		A様_所有権	の保存		登記申請書(権利に関する登記)	2016/0	7/21 16:08	チェック完了
	<b>V</b>		B様_所有権	の移転		登記申請書(権利に関する登記)	2016/0	7/21 16:08	物件情報確認エラー
	<b>V</b>		C様_抵当権	の設定		登記申請書(権利に関する登記)	2016/0	7/21 16:08	チェック完了
	<b>V</b>		D様_根抵当	権/回設定		容認由語史(権利に関する容認)	2016/0	7/21 16:08	物件情報確認エラー
	<b>V</b>		E樣_地上権	物件情報研	権認エラー			1/21 16:08	チェック完了
				•	以下の申請の 登記で使用す 可能性があり ・B様 所有権 ・D様 根抵当	り物件情報に誤りがある。又は外字 することができない文字が入力されて ます。 銅移転 計権の設定 マーマーマのから、クロミナキ・ヘ	若しくは いる		
				<u> </u>	初年情報を回 「申請書作成 なお、エラーの 「完了」ボタン 行うことで確認	◎正する際は、各中請書の) ・編集)画面から行ってください。 遺辞細は、「甲請書作成・編集」画面 をクリックし、物件情報存在確認を なすることができます。	ຄັ້		
					入力内容の何	⑧正を行わずに,申請を送信しますが	ታን ?		
					全て送信	上記申請以外を送信	中止		
			L					Ĭ	送信 閉じる
Ŧ	ェック中… 🚪								.::

(2) オンライン登記情報検索サービスを利用する際にログインが必要となる

バージョン4.8A以降は、申請用総合ソフトからオンライン登記情報検索サービスを利用する場合に、登記・ 供託オンライン申請システムへのログインが必要となります。

本改修により、バージョン4.7A 以前の申請用総合ソフトからはオンライン登記情報検索サービスを利用で きなくなりますので、御注意ください。バージョン4.7A 以前の申請用総合ソフトでオンライン登記情報検索サ ービスを利用した場合は、以下の画面が表示されますので、最新のバージョンにアップデートするようお願いし ます。

# オンライン登記情報検索	
オンライン登記情報検索サービス	*
お知らせ	
↓ 最新パージョンのソフトウェアでログインしてください	
旧バージョンのソフトウェアをご利用の方は,最新バージョンにアップデートした上で,ログインしてください。 最新バージョンのソフトウェアをご利用の方は,ログインしてください。	

2 バージョンアップの方法

平成29年3月24日(金)午後10時以降, PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動す ると、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップ をします。「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表 示されませんので、御注意ください(※2参照)。

利用可能な更	新があります	<b>—</b>
<b>アプリケー</b> 新しい ンロー	<b>ションの更新</b> (ージョン 申請用総合ソフト が利用可能です。今すぐダウ ドしますか?	<b>P</b>
名前: 発信元:	申請用総合ソフト t <b>-k-</b> download.moj.go.jp	
		ップ( <u>S)</u>

## (参考)

「処理状況表示」画面の「ヘルプ」メニューの「更新の確認」からも申請用総合ソフトをバージョンアップすることができます(※3参照)。

	インストールの確認
ファイル(F) 表示(V) ツール(T) アクション(A) ヘルブ(H) ・ □ 申請書作成 □ 編集 □ 再利用 □ 補正 ■ 取下 『 ・ ■ 申請書作成 □ 編集 □ 再利用 □ 補正 ■ 取下 『 ・ 重要なお知らせ(N) お問い合わせ先(C) ガイド(G) ・ 日 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一	アプリケーションの更新 新しいバージョンの申請用総合ソフトが利用可能です。 更新後はアプリケーションの再起動を行います。今すぐダウンロード しますか?
コード (ACO) バージョン情報(A)	OK         キャンセル

- ※1 バージョン3.4A 以前の申請用総合ソフトを御利用の場合は、上記方法によりバージョンアップすることができませんので、「利用可能な更新があります」ダイアログから、「OK」ボタンをクリックして、バージョンアップを行ってください。
- ※2 誤って「スキップ」ボタンをクリックし、1週間以内に申請用総合ソフトのバージョンアップを行う場合は、

申請用総合ソフトのアンインストール及び再インストールを行ってください。

なお、申請用総合ソフトをアンインストールした場合でも、これまでに作成・送信した申請データや、各種公文書、登記識別情報に係る申請者の鍵情報を管理するデータフォルダは削除されないため、申請 用総合ソフトを再インストールした場合には、これらのデータをそのまま利用することができます。

- ※3 「このアプリケーションをインストールしますか?」と記載されたダイアログが表示された場合は、ダイア ログのメッセージ内容に従い、「インストール」ボタンをクリックして、インストールを行ってください。
- 3 注意事項
- (1) 御利用のPCに.NET Framework 4.5.2 又は 4.6 がインストールされていない場合

以下のメッセージが表示された場合は, .NET Framework 4.5.2 又は 4.6 (Windows 10 に標準でインストール されているもの)がインストールされていないため, 「<u>.NET Framework4.5.2 又は 4.6 のインストールについて(2)</u> <u>インストール方法</u>」の手順を実施し, .NET Framework 4.5.2 又は 4.6 をインストールしてください。インストール後, 申請用総合ソフトを起動すると再度「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので, バージョン アップを行ってください。

システム	の更新が必要
(į)	このアプリケーションをインストールまたは実行でき ません。このアプリケーションには、Microsoft 共通言 語ランタイム バージョン 4.0.30319.0 に更新されたコ ンピュータが必要です。
	システム管理者に問い合わせてください。
	ОК( <u>0)</u>

(2) 申請用総合ソフトがウイルス対策ソフトにより誤検知される事象について

申請用総合ソフトをバージョンアップした際,御利用のウイルス対策ソフトの設定によっては,申請用総合ソフトがウイルスを含むアプリケーションとして誤検知される可能性があります。この場合,申請用総合ソフトの インストールが正常に完了せず,「アプリケーションが起動できません。アプリケーションのベンダに問い合わ せてください。」とメッセージが表示され,起動できないことがあります。

上記の事象が発生した場合は、一時的にウイルス対策ソフトの機能を停止した上で、申請用総合ソフトをア ンインストールし、再度インストールをお試しください。

なお, ウイルス対策ソフトの機能の停止方法につきましては, 御利用のウイルス対策ソフトのお問合せ先に 御確認ください。